

別表第2

違約金（第6条第2項関係）

契約解除の 通知を 受けた日		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前	30 日 前
一 般	14名まで	100%	80%	20%			
	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	10%	
団 体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%	10%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の1部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。